



2020年7月9日

各位

会社名 株式会社 海帆
代表者名 代表取締役社長 久田 敏貴
(コード番号：3133 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 木曾 憲次郎
(TEL. 052-586-2666)

債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、2020年3月期決算において債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所が本日発表したとおり、有価証券上場規程第603条第1項第3号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2. 債務超過に至った経緯

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した全般的な消費の減退により、2020年2月中旬頃より徐々に来客数が減少しはじめ、以降感染拡大リスクの深刻化が進み、来客者数は大きく減少いたしました。3月度におきましては、法人関連を中心とした歓送迎会、卒業・入学や春の行楽等の例年見込まれるイベントも中止となり、また、行政からの外出自粛要請による個人の外出機会も減少し、一部店舗の臨時休業及び営業時間短縮も実施いたしました。その結果、売上高が前期を大幅に下回る結果となりました。

さらに、損益面については、減収による影響に加え、固定資産に係る減損処理を行ったこと等により、2020年3月期において、営業損失465百万円、経常損失470百万円、当期純損失695百万円を計上し、314百万円の債務超過となりました。

3. 猶予期間

2020年4月1日から2022年3月31日

(注) 2020年4月21日付けの株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合、上場廃止までの猶予期間を1年から2年に延長されています。

4. 今後の見通し

当社は、役員報酬や給与の減額、緊急経済対策に基づく税金及び社会保険料の納税猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策を行い、財務状況の改善を図ってまいります。

また、営業面では不採算店舗の退店及びテイクアウト導入店舗の拡大等も進めてまいります。

さらに、当該財務体質の改善をより確実なものとするために、積極的なエクイティファイナンスを検討しております。また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を図り、早期の債務超過の解消を目指してまいります。

以 上